

本校生徒は常識豊かな社会人、教養深い文化人、平和を愛する国際人を目指し、常に心身の修養につとめるとともに、高校生としての誇りを持ち、理性的判断に従い、秩序を重んじ、相互の融和を図り、自主積極の気風を養い、進んでは高邁純良なる校風の樹立を心掛けねばならない。

第1章 総記

- 1 生徒は学校の内外を問わず、礼儀を重んじ、団体規律を尊び、周囲に迷惑をかけてはならない。
- 2 生徒は互いに友愛の念をもって交わり、全校一致協力して高邁純良なる校風の樹立に努めねばならない。
- 3 次のことは、特に学校の秩序を乱し、なおかつ反社会的な行為であるので、厳に禁ずる。
 - (1) 考査時の不正行為
 - (2) 暴行、脅迫、恐喝、窃盗、いじめ等の行為並びに不純異性交遊
 - (3) 凶器その他、これに類するものの所持
 - (4) 火気の濫用、飲酒、喫煙、薬物の濫用
 - (5) 高校生としてふさわしくない遊興施設、飲食店等への立入り
 - (6) 生徒同士での営業行為、取引行為やそれらの勧誘またはそれに関連する迷惑行為（成年年齢に達しているいかに関わらず）
 - (7) その他、高校生としてふさわしくない行為
- 4 次のことは、必ず学級担任等関係職員に届け出て、場合によって予め許可を受けなければならない。
 - (1) 欠席、遅刻、早退、外出、欠課。
 - (2) 指定以外の服装をするとき。
 - (3) 身分証明書の再発行。
 - (4) 自転車通学をするとき。
 - (5) 印刷物やポスター、文書等を掲示、配付するとき。
 - (6) 生徒からの寄付並びに署名運動をするとき。
 - (7) 本校生徒の名において各種団体に加入し、その運動に従事するとき。
 - (8) 授業以外で学校の施設、設備を使用するとき。
- 5 登下校中は交通規則、交通マナーを遵守しなければならない。
- 6 自転車で通学する生徒は、以下の点に特に留意しなければならない。
 - (1) 通学用自転車を登録し、指定のステッカーを購入、貼付する。
 - (2) 並進走行、雨天時の傘差し乗車、二人乗りの禁止。
 - (3) 携帯電話、スマートフォン及びイヤフォンを使用しながらの乗車禁止。
 - (4) 薄暮時より、必ず点灯する。なお、灯火器はオートライトが望ましい。
 - (5) 駐輪中は必ず施錠する。なお、鍵は2つ以上付ける。
 - (6) 自転車の保守点検に努める。
- 7 保護者の生徒送迎は、原則として禁止する。やむを得ない場合は、JR 筑肥線「浦志」踏切以北、学校南側の「糸島高校南」交差点以南で乗降する。また、怪我等により校内まで進入する場合は、周囲に十分に注意する。
- 8
 - (1) 下校時刻は、午後7時30分とする。下校時刻後も在校する必要が生じた場合は、監督指導教員（部活動においては顧問）のもと、下校時刻延長願を提出し、許可を得なければならない。
 - (2) 長期休業中の下校時刻は、午後6時30分とする。
 - (3) 定期考査期間の下校時刻は、午後4時00分とする。
- 9 その他
 - (1) 校舎内は土足厳禁とする。体育館では体育館シューズを着用する。
 - (2) 校内における宗教、政治運動は禁止する。
 - (3) 原動機付き自転車、自動二輪車の免許取得、乗車は禁止する。
 - (4) 生徒心得について、不明な点が生じたときは、自身で判断せず、必ず学級担任等関係職員に相談すること。

第2章 風紀規定

- 1 身だしなみは人格の表れであるので、質素清潔を重んじ、周囲に対して不快の感を与えぬように心がけること。
- 2 頭髪、眉毛
 - (1) 頭髪基準
 - ①長さ 学校教育活動に支障が出ないよう、前髪は目にかからないこととする。
横・後ろ髪が肩より長い場合は留める、結ぶこと。
 - ②加工 染色、脱色、パーマ等の一切の加工を禁止する。
また、整髪料の過度な使用は禁止する。
ヘアアイロンやドライヤー等の使用による変色及び加工がないようにすること。
 - (2) 眉毛基準 眉毛を剃る、抜く、切ることにより、本来の太さや形を著しく変えることは禁止する。(周囲に対して威嚇的な形状、故意に細く、または薄くする等の加工)
 - (3) 風紀支援
 - ①定期観察は、年間3回程度、生徒支援課が風紀支援を計画し、学年毎に実施する。
 - ②生徒支援課が必要と判断した場合は、随時、実施する。
 - ③違反者については、生徒支援課が定期的に経過観察を行い、改善されるまで支援する。
 - ④頭髪、眉毛の基準を逸脱し、改善されない生徒に対しては、各学年の生徒支援課風紀支援係と生徒指導主事が、保護者と連絡をとりつつ、改善に向けた指導を行う。
- 3 服装、所持品
 - (1) 制服
 - ①夏服、冬服の期間は特に指定しないので、各自、体調・気温等により判断する。
 - (2) ソックス等
 - ①色は無地またはワンポイントの黒、紺、白、グレーとする。
 - ②防寒用のタイツについては、黒、紺とする。
 - (3) 靴
運動靴、もしくはローファーとする。
 - (4) 鞆
形状、色なども含め、自由とする。ただし教室内で机等に掛けられるものが望ましい。
 - (5) セーター、カーディガン、ベスト
 - ①学校指定のニットベストは通年使用可とする。
 - ②セーター、カーディガンは色指定なし。ただし、上着からでないように着用する。
 - (6) マフラー
色指定なし。ただし、自転車等の巻き込み事故につながるため、長すぎるものは不可。
 - (7) 防寒着
 - ①色、形状は自由とする。
 - ②着用は登下校のみとし、校舎内では、教室の移動時を含め、原則認めない。
 - ③校内で使用する際は、各時間の担当職員の許可を得ること。
 - (8) ベルト
ストラックスの場合、色は黒、茶色を基調とする。
 - (9) 所持品
 - ①学校生活に不要なものや違反のもの
(アクセサリー類、化粧品、漫画、携帯音楽プレーヤー類やナイフ等の危険物)は持込まない。
 - ②持ち物には、記名することが望ましい。
 - ③貴重品や多額の金銭はなるべく持参しない。止むを得ず持参するときは、必ず身につけるか、担任に預ける。(「5 貴重品に関する規定」参照。)
 - ④違反の物品を校内に持ち込んだ場合は、一時預かり、保護者連絡の上、返却する。
 - (10) その他
 - ①夏服着用の際は、透け防止の観点から、無地の肌着を着用すること。
 - ②安全衛生上、爪や髭を伸ばさないこと。
 - ③指輪、ネックレス、ピアス等の装飾品や化粧、カラーコンタクトレンズ等は禁止する。

第3章 表彰規定

1 目的

本規定は、本校の発展に寄与し、その功績顕著であり、他の生徒の模範となる生徒に対して、校長が卒業時にこれを表彰し、その努力をたたえ、もって本校の発展に資することを目的とする。

2 対象

表彰の対象となるものは次のとおりとする。

(1) 糸高賞：本校での学校生活において、生徒としてまじめにその本分を全うし、他の生徒の模範となる者で、成績優秀、または部活動・その他において特に顕著な働きをし、学校に多大な貢献をした者。

①全国大会以上の大会、もしくはそれに準じるもの、に出場した者。

(2) 功労賞：本校での学校生活において、生徒としてまじめにその本分を全うし、他の生徒の模範となる者で、部活動・生徒会活動・その他において顕著な働きをし、学校に多大な貢献をした者。

①部活動の各種大会及び研究発表において努力し、功績顕著であった者。県大会ベスト 4 以上の大会、もしくはそれに準じるもの、に出場した者。

②生徒会活動等において努力し、功績顕著であった者。

③その他表彰に値する功績があった者。

(3) 皆勤賞：本校での学校生活において、生徒としてまじめにその本分を全うし、他の生徒の模範となる者で、3年間にわたり欠席・遅刻・早退・欠課が1回もなかった者。

第4章 生徒個人ロッカー使用規定

1 設置目的

生徒個人ロッカー（以下、ロッカーと省略する）は、教室の整理整頓及び、盗難防止対策のために設置する。

2 所有者、借用者

(1) ロッカーの所有者は、学校とする。

(2) ロッカーの借用者は、生徒とする。

(3) 借用は一人一台とする。

(4) ロッカーの借用期限は、単年度（第1学期始業式から第3学期終業式まで）とする。

(5) 使用規定を守らない場合は、借用させない。

3 管理、責任

(1) ロッカーの管理は借用者とし、破損した場合は修理代金を負担する。

(2) ロッカー内の物品は、借用者の責任において管理する。

(3) ロッカーは所有者が、適宜点検する。

4 施錠

(1) ロッカーは施錠することが望ましい。

(2) 鍵はダイヤル式のものが望ましい。

5 留意事項

(1) ロッカーには、机や鞆に収納できないものを入れる。

(2) ロッカーには、食品や生き物、危険物、学校生活に不必要なものを入れない。

(3) ロッカーに、記名や落書きをしない。発覚した場合は3（1）と同様に取り扱う。

(4) ロッカーの上に、乗ったり、座ったりしない。

(5) ロッカーの上に、物を置いてはならない。但し、考査中のみ、一人鞆一つまでは置いてよいものとする。

第5章 貴重品に関する規定

1 学校生活に不必要なものは持参しない。

2 貴重品は、生徒各自の責任で、管理する。

(1) 貴重品は、常に身に付け、鞆や机等に入れたまま、教室等に放置しない。

(2) 体育の授業、行事等で教室移動をする際、身に付けておくことができない場合は、個人ロッカー等に鍵をつけて利用する。

第6章 部活動等規定

本校生徒の個性を伸ばし、友情を深め、心身の鍛練をはかることを目的として、部等を設置する。

- 1 原則として、授業および学校行事が部活動等に優先する。
- 2 部等は、生徒の入部等希望者をもって組織する。
- 3 生徒の部への加入は随意とする。
- 4 入部にあたっては入部届を提出し、顧問の承認を得なければならない。退部するときも同様とする。
- 5 各部等には、少なくとも1名の本校職員を顧問としておかななければならない。
- 6 部等の活動は、原則として放課後とし、定められた下校時刻（午後7時30分）までには校門を出なければならぬ。ただし、顧問のもと、下校時刻延長願を提出し、許可を得た場合はこの限りではない。
- 7 定期考査7日前から考査終了までは活動を禁止する。ただしこの期間中又は考査終了日から1週間以内に公式の大会（高体連、高野連の主催又は共催するもの）がある部等については、顧問より生徒支援課に届け、その承認を得て活動を行うことができる。
- 8 公式試合（高体連、高野連の主催又は共催するもの）又は文化部の公式大会に出席するため授業等を欠席する場合は、顧問より生徒指導課に届け、その承認を得なければならない。ただし、問題行動を起こした生徒については出場を停止することがある。
- 9 次の場合、生徒指導主事は校務運営委員会に諮り、必要と判断される期間、部活動を停止する。
 - （1）部活動の目的、または本規定に反する行為を行ったとき。
 - （2）部室使用規定に著しく違反したとき。
 - （3）部費を不正に使用したとき。
 - （4）その他顧問が必要と認めたととき。
- 10 同好会の新設に際しては、次の条件の全てを満たさなくてはならない。
 - （1）新設、加入に同意している生徒が10名以上いること。
 - （2）活動目的と活動内容が本規定に反しないこと。
 - （3）活動場所があること。
 - （4）顧問となる本校職員がいること。
- 11 同好会の新設申請に際しては、申請書を生徒指導主事及び生徒会執行部に提出しなければならない。新設については次年度からとする。
- 12 同好会が2年間実績をあげれば（2年連続して公式試合に1回は出場するか、それに準ずる発表会などに出場するか、またはそれに見合う活動をする）、部昇格の申請ができる。部昇格については、校長の承認を得て決定する。
- 13 各部において、部員が部活動に支障を来す部員数にまで減少したときは、休部とする。2年続けて休部の場合、廃部とする。同好会員が会活動に支障を来す部員数になったときは、廃会とする。なお休部、廃部、廃会に関する部員数の判定は4月末日現在とする。
- 14 体育祭、体験入学、新入生オリエンテーション等での部活動紹介においては、休部以外の部活動は必ず参加する。
- 15 登下校に際し、服装は制服とする。ユニフォーム等は厳禁とする。
- 16 部活動に関する諸規定は、原則として同好会にも準用する。

第7章 部室使用規定

- 1 部室は、部活動に必要な物品を保管整理する場所とする。部活動に関係のない物品（教科書等）の保管は厳禁する。
- 2 部員以外の部室使用は禁止する。
- 3 授業、考査時間中の部室の使用は禁止する。
- 4 部長は、部室の使用後、清掃を行い、異常のないことを確認した上で施錠し、顧問へ鍵を返却し、戸締まりを報告する。顧問は施錠を確認する。
- 5 顧問は日常的に部室の点検を行い、汚損・破損の確認を行うとともに、部室の整理整頓・安全管理を推進する。
- 6 部室を故意に汚損・破損した場合の修復は個人負担で行うものとし、そのための部費使用は認めない。

- 7 休業日の部室使用については、顧問の指導と責任で、使用規定を遵守する。
- 8 本規定違反の部、部室の使用状態が著しく劣悪な部、部室棟の秩序維持に無関心な部、あるいは部室棟で校則違反があった部については、その部室の使用禁止、部室の返還の措置を講ずることがある。

第8章 携帯電話規定

- 1 校内での携帯電話・スマホの使用を、その機能にかかわらず、禁ずる。
ただし、担当教員の許可を得た場合のみ使用を認める。
それ以外において、校内での使用が発覚した際は、保護者連絡の上、担任が返却する。
- 2 自転車乗車時の携帯電話による通話、メール、音楽の聴取を禁ずる。
- 3 定期考査中、教室内において、携帯電話、ウェアラブル端末等の持ち込み、又は所持及び持ち主が特定できる状況で着信音またはバイブレータが鳴った場合、特別指導の対象とする。

第9章 安全管理規定

- 1 終礼後、または放課後課外等終了後、教室・講義室等の窓および出入口、当該教室の廊下の窓を施錠し、鍵を所定の場所へ返却する。最後に使用した教職員は、施錠を確認する。
- 2 平日の午後7時00分を過ぎて教室棟から下校の際は、2階または3階の連絡通路を通り、管理棟を経て昇降口へ至る。
- 3 休業日
 - (1) 教室・講義室等の使用については、教職員の許可を必ず得る。使用を許可した教職員は、使用教室等の施錠確認、下校指導・確認を行う。教室・講義室等の、生徒のみの使用は禁止する。
 - (2) 部活動については、顧問の指導・監督のもと実施する。顧問は、部活動場所、部室等の安全管理、施錠確認、下校指導・確認を行う。
 - (3) 下校時刻は、午後5時とする。午後5時を過ぎて教室棟から下校の際は、2階または3階の連絡通路を通り、管理棟を経て昇降口へ至る。
午後5時以降、校内施設を使用した場合、担当教職員、顧問は施錠確認、下校指導・確認を行う。

第10章 アルバイト規定

- 1 アルバイトは、原則として、禁止する。やむを得ない場合、許可制とする。詳細は生徒支援課へ問い合わせること。
- 2 無断のアルバイトについては、指導を行う。

第11章 自動車運転免許取得について

- 1 自動車運転免許の取得は、原則として禁止する。
- 2 無断の取得については、特別指導を行う。
- 3 就職内定者(学校幹旋)については、別途規定を設ける。

第12章 特別指導規定

- 1 校則に違反した生徒に対しては、特別指導を行う。
- 2 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
(福岡県立高等学校校則第22条)

その他 教育相談窓口について

24時間子供SOSダイヤル【24時間対応・無料】	☎0120-078310
よりそいホットライン【24時間対応・無料】	☎0120-279-338
こころの健康相談統一ダイヤル【有料】	☎0570-064-556
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189番